

二本松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年12月20日制定

令和5年6月20日改正

二本松市農業委員会

第1 基本的な考え方

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が最も重要な業務として、明確に位置づけられた。

本市の地形は、西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の中山間地の3地帯に分類され、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策強化を図ることが求められている。

特に東部の中山間地域では耕作条件の不利な農地が多く、農地の利用集積がなかなか進まず、遊休農地の発生・拡大が懸念される。また、市内全域で農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでおり、「今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継いでいく」ことが重要であり、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用しながら利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、持続可能な農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、二本松市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する二本松市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という）の改選期である3年毎に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等に

について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和5年3月)	5, 378 ha	98 ha	1.82%
3年後の目標 (令和8年3月)	5, 297 ha	94 ha	1.77%
目 標 (令和11年3月)	5, 218 ha	90 ha	1.72%

※農地面積は「目標及びその達成に向けた活動計画」と合わせるため、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積に1号遊休農地の面積を加えたものとする。

(2) 遊休農地解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携しながら、農地の利用状況調査(農地パトロール)と農地の利用意向調査について協議・検討し、調査の徹底を図る。

利用状況調査については、担当地区内を農業委員と推進委員がチームを組み調査する。農地パトロールについては、利用状況調査の結果をもとに10月末までに地域ごとに実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査（農地パトロール）の中で再生利用が困難と区分された農地については、非農地判断基準に基づき速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和5年3月)	5, 280 ha	1, 808 ha	34.2%
3年後の目標 (令和8年3月)	5, 204 ha	2, 827 ha	54.3%
目 標 (令和11年3月)	5, 128 ha	3, 846 ha	75.0%

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直し

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②「農地中間管理機構」等との連携

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等について、「地域計画」の作成見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定

農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取り組みを推進する。

④農地所有者等が所在不明な農地の取扱い

農地所有者等の所在不明の農地については、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現状（1年間） (令和5年3月)	7 経営体 (2. 2 ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	16 経営体 (6. 6 ha)
目 標 (令和11年3月)	27 経営体 (11. 0 ha)

※目標数値は累計。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

市、農業普及所、J A等と連携し、新規就農者を積極的に支援する。

②農業委員会のフォローアップ活動について

新規参入の相談があった場合には、関係機関と情報を共有し、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域内で円滑に就農できるようアドバイスを行う。また、地域内の受け入れ体制の整備を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

二本松市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、二本松市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力